

飼養衛生管理基準（案）

（家畜伝染病予防法施行規則第二十一条の二として次の一条を挿入）

（飼養衛生管理基準）

第二十一条の二 法第十二条の三第一項の飼養衛生管理基準は、次のとおりとする。

- 一 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。
- 二 他の農場等に立ち入った車両が農場に出入りするときは、当該車両の消毒に努めること。
- 三 畜舎に出入りするときは、手指、作業衣、作業靴等について、病原体が広がるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。また、他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにすること。
- 四 畜舎の屋根、壁面の破損を修繕するとともに、窓、出入口等の開口部にネット等の必要な設備を設ける等により、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努めること。また、必要に応じて、ねずみ及びはえ、蚊等の害虫を駆除すること。
- 五 家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の糞等が混入しないよう、清浄な飼料及び水の給与に努めること。
- 六 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療又は指導を求めること。
- 七 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
- 八 家畜を他の農場等に出荷する際には、当該家畜が移動することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。
- 九 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間、他の家畜と接触させないようにすること。
- 十 疾病ごとの症状、原因、感染経路等、家畜の伝染性疾病の発生の予防に関する知識及び技術の習得に努めること。